

うちなだまち こ けん り じょう れい ぜん ぶん よ
内灘町子どもの権利条例の前文を読んでみよう

じょう れい ぜん ぶん こ けん り まち おも
 条例の前文には、子どもの権利についての町の思いがこめられています。
 こ え だ
 声に出して、ゆっくりと読んでみましょう。
 わ こ と ば お と な き じ ぶん し ら
 分からない言葉があったら、大人に聞いたり自分で調べたりしてみましょう。

こ うちなだまち ゆめ き ぼう
 子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、さきゅう さんざん
 砂丘に燦々とふりそそぐ太陽の光のよう
 に輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

に ほん へい わ しゃかい き ざい せいかい
 日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、
 じ どう けん り かん じょうやく ひじゅん だれ う けん り ひとりにんげん ひと
 児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく
 豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを
 十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる
 けつてい さん か
 決定に参加できます。このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と
 おな
 同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。

こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範
 い し ぎ
 意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに
 うちなだ まちづくりに担っています。自然や文化と
 まじ かわりがあり、人と人とのあたたかなつながりのある、
 こ どもとともに作り上げるまちは、すべてのひと
 にとってやさしいまちとなります。

うちなだまち に ほん こく けん ぽう じ どう けん り かん じょうやく
 内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約
 の精神に基づき、子どもの権利を尊重することを
 せん げん じょう れい さだ
 宣言し、この条例を定めます。



こ ども の 悩 み に 関 す る 相 談 窓 口
 こ ども の 悩 み に 関 す る 相 談 窓 口

がっこう のこと、いえ のこと、ともだちのことなど、困ったときは一人で悩まないで、
 いろんなことでも相談してください。

内灘町教育センター

8:30~17:00 定休日:土日祝
 ☎ 076-286-5481

石川県 24時間いじめ相談テレホン

24時間 定休日:なし
 ☎ 076-298-1699

内灘町子育て支援センター

9:00~17:00
 定休日:第2・4・5日 祝 第4木午後
 ☎ 076-238-3233

内灘町保健センター

8:30~17:15 定休日:土日祝
 ☎ 076-286-6101

● 条例の全文については、内灘町のホームページに掲載されています。
http://www1.g-reiki.net/uchinada/reiki_honbun/i127RG00000664.html

発行

内灘町教育委員会生涯学習課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
 TEL 076-286-6716 FAX 076-286-6714
 e-mail shogaigakusyu@town.uchinada.lg.jp

こ ども が 幸 せ に 暮 ら せ る ま ち づ く り
 こ ども が 幸 せ に 暮 ら せ る ま ち づ く り

たい せつ
大切にしよう
 こ けん り
子どもの権利



うちなだまち
 内灘町では、すべての子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、国のきまり
 (日本国憲法)や世界のきまり(児童の権利に関する条約)をもとに、町のきまりとして
 「内灘町子どもの権利条例」をつくりました。

「子どもの権利」とは、子どもが自分らしく安心して健やかに成長するために欠かせない
 基本的な権利であり、すべての子どもが生まれたときから持っているものです。子どもの
 権利を守ることは大人の役割ですが、子どもの権利について子ども自身を知ることで、思い
 やりの心を持ってのびのびと健やかに成長していくことができるように願っています。

うち なだ まち
内 灘 町

条例のもとになった「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」って？

- 「日本国憲法」では、人が生まれながらにもっている基本的人権（平等権、自由権、社会権など）が保障されています（第11条）。
- 「児童の権利に関する条約」は、子どもが幸せに過ごすことができるように、1989年に国際連合で決められた世界の国と国との約束です。日本も1994年にこの条約を守ることを約束しています。

子どもって何歳までをさすのかな？

- 内灘町子どもの権利条例では18歳未満の人を「子ども」としています。18歳になっても高校に通学している場合などは子どもに含めています。

条例にある5つの子どもの権利

内灘町では、「子どもの権利」を5つの権利に分けています。

それぞれの権利を大切にしていくためには、
毎日の生活の中でどのようなことに
気をつけたらよいでしょうか。
みなさんも一緒に考えてみましょう。



学びへの権利

勉強やスポーツ、好きなことに熱中したり、いろいろな人と話したり、
たくさんの経験を重ねることで、自分で考えて行動することができる
ようになるよ。

うまくいくことも失敗することも、どちらも大事なことなんだ。

条例では

学びへの権利（第7条）

- 1 子どもは、国家及び社会の担い手としての知識と教養を身につけるための教育を受け、学習することができます。
- 2 子どもは、あらゆる人とのより良い人間関係の中で学ぶことができます。
- 3 子どもは、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域（郷土）等の豊かな体験、活動、出会いの中で学ぶことができます。



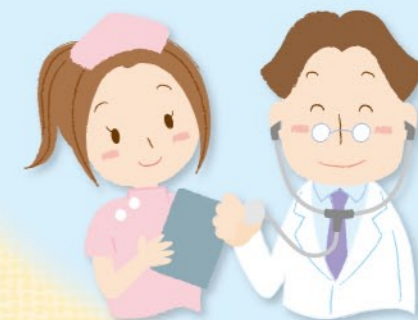
健康に生きる権利

病気になったりケガをしたときに、
しっかりと治すことができるように
お医者さんや看護師さんが病院で
頑張っているよ。
病気にならないように、予防する
ことも大切だね。

条例では

健康に生きる権利（第8条）

子どもは、常に健康に配慮がなされ、適切な医療の提供を受けることができます。



安心して生きる権利

子どもは家庭や地域で見守られながら、どこでも安心して生きることが
できるよ。

でも残念だけれど、暴力やいじめで苦しい思いをすることももあるかも
しれない。

つらいときは一人で悩まずに、勇気を出して相談しよう。

また、傷ついている人がいたら声をかけよう。

お互いに相手を思いやることが、安心して生きることの一步だよ。

条例では

安心して生きる権利（第9条）

- 1 子どもは、衣食住、休息及びくつろぎのある居場所等が保障され、いつでも、どこでも安心安全な環境の中で育てられます。
- 2 子どもは、差別やいじめ、虐待を受けることなく、安心して生きることが出来ます。
- 3 子どもは、その置かれた環境で安心安全が守られない場合、その境遇からの保護又は救済を求め、それを受けることができます。



愛される権利

みんなから愛情をうけながら育つと、心が豊かになるよ。

ときどき、大人から注意されることがあるかもしれないけど、

子どもにとって、もっとも良いことがなにかを

考えているんじゃないかな。

条例では

愛される権利（第6条）

子どもは、社会の大切な存在として誰からも無条件に愛されます。



自分らしく生きる権利

一人ひとりの個性はとても大切なものなんだ。

いろいろな場所で、自分の気持ちを言葉や行動で表現して、
相手に伝えることができるのと嬉しいよね。

でも、自分だけのことを考えてばかりだと、ただのわがまま
になってしまうよ。

相手の立場を考えて、意見をよく聞くことも大事だね。

条例では

自分らしく生きる権利（第10条）

- 1 子どもは、常に自らの尊厳が守られ、自分らしく生きることが出来ます。
- 2 子どもは、家庭、地域、学校及び公共施設等のあらゆる場で、年齢や成長の度合いに関わらず自由に自分の意見を表現することができ、その意見は尊重されます。
- 3 子どもは、適切な支援及び助言が受けられるとともに、自らに関することを自分で決定することができます。

